

特記仕様書

1 収集運搬等の内容

秋田県林業研究研修センター内の事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）のゴミ置き場に保管されている廃棄物を収集し、一般廃棄物処理施設又は再生利用するために設けられた施設まで運搬し、それら施設への搬入を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 収集場所の所在地

秋田市河辺戸島字井戸尻台47-2
秋田県林業研究研修センターゴミ置き場

4 収集、運搬する日

- ・事業系一般廃棄物：契約期間中の毎週水曜日とする（祝日等の場合は前日又は後日に収集）。
- ・資源化物：10月及び3月に各1回とする（日時は発注者及び受注者が協議する）。
- ・古紙類：10月及び3月に各1回とする（日時は発注者及び受注者が協議する）。

5 処分先及び処理方法

- ・事業系一般廃棄物：秋田市総合環境センターで焼却処理。
- ・資源化物（缶、ビン、ペットボトル）：秋田市リサイクルプラザでリサイクル処理。
- ・古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、コピー用紙）：秋田市指定業者にてリサイクル処理。

6 その他

廃棄物として運搬できないもの（産業廃棄物等）が混入しているのを発見したときは、そのものは収集することなく、速やかに発注者に通報するものとする。